

# 4月よりフレックスタイム制導入

## 申告制・強制しないの徹底を



NO. 270  
2016. 4. 15

**発行**  
国土交通省管理職ユニオン  
**所在地**  
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館  
TEL 03-3509-1138  
**Eメール**  
k-union@alpha.ocn.ne.jp  
**ホームページ**  
http://www.k-union.network/

あなたも  
ユニオンへ

2016年4月より「フレックスタイム制が職場に導入されています。政府の『取り組み指針』では、導入の目的として『ワークライフバランスの充実による職員の意欲や士気の向上』『効率的な時間配分による超過勤務時間の縮減』などが期待される。」とあります。今号ではその内容をお知らせします。

フレックスタイム制を利用する場合は、「申告・割り振り簿」などにより、所属長が公務の運営に支障が生じないと認められた場合、「単位期間」が始まる2週間前までに総務課担当者へ提出、その後、事務所長が勤務時間を割り振り、「単位期間」が始まる1週間前までに本人に通知することが、基本的に流れになります。基本的な流れは、フレックスタイム制の導入は、育児や介護を抱える職員などについては有効で有り、賛成していません。しかし、全職員への強制的な導入は、国民サービスの低下を招くのは明らかであり、管理職員の労働強化にもつながります。たとえ、勤務時間の把握が大変です。タイムカードでも在庁時間としない、勤務時間とさせては、実務の取扱いでは、

実際の勤務時間の把握が不可能です。また、「公務の運営に支障が生じないかどうかの判断や、勤務時間の実際の割り振りなど」を行うことになり、事務職員の併任が多い中では、超勤整理や給支払い事務は困難になります。さらに、「フレックスタイム制の流れは、民間の職場での「残業手当ゼロ」「労働時間規制破棄」等の労働法制的改悪の流れに沿ったものであり、特に将来問題となるのは、「超勤縮減」の下の、忙しい時期に勤務時間を長くし、時間が短くなるなどの措置が執られることも考えられます。ユニオンは、こうした立場から「全職員への強制は行わない」という要求をしています。

	申告期限	フレックス制の適用対象期間
第1期	4/4	育児介護職員：4/11~5/1 その他の職員：4/18~5/1
第2期	4/18	5/2~5/29
第3期	5/16	5/30~6/26
第4期	6/13	6/27~7/24

制であること。強制をしないことが全府省に通知されています。以下、現在職場に説明されている「制度の概要」

	一般職員（育児介護職員以外）	育児介護職員※1
単位期間※2	4週間単位	1~4週間単位を選択できる
勤務時間※3	155時間 / 4週間	155時間 / 4週間 116時間15分 / 3週間 77時間30分 / 2週間 38時間45分 / 1週間
1日の最短期間勤務時間	6時間以上	4時間以上 ただし1週間ごとに1日を限度に 休日を設けられる等の特例あり
コアタイム※4	午前10時~午後4時	午前10時~正午
フレキシブルタイム※5	午前7時~午後10時	
休憩時間※6	正午~午後1時 午後6時45分以降も勤務時間を割り振る場合には、午後6時00分~午後6時30分を休憩時間とする。	
申告期限※7	単位期間の開始日の前日から起算して2週間前まで	
勤務時間の割り振り期限	単位期間の開始日の前日から起算して1週間前まで	

### 民間職場での実態

労働基準法で運用されているフレックスタイム制は、変形労働時間制の一種で出勤時間を個人に委ねることと引き替えに、1日8時間・週40時間以内という労働時間規制を弾力化して、1ヶ月以内の一定の期間の平均が法定時間内であれば、特定の日や週については、いくら働かせても違反とならず、超過勤務手当の支払い義務が生じないという使用者側の意図が色濃く反映した制度です。

そのため業務量の調整や労働時間管理がしっかりできない場合は、長時間・過密労働となりやすく、民間の企業でも導入が進んでいないものであり、ワークライフバランスの手段としては不適切であることが明らかになっています。

# 管理職経験の

# 短時間勤務再任用全員がワンランクアップ昇格へ ユニオンの運動が当局を動かす

平成28年度の再任用者に採用と格付けが通知されています。ユニオンの調査に依りますと、管理職経験のある短時間勤務者全員がワンランクアップの昇格となっています。

具体的には、副所長クラスが主任指導官で5級格付け、課長・出張所長クラスで主任指導官で4級格付けとなっており、3・4日の勤務日数に関係なくポストによって格付けが決められています。

「閣議決定違反」人勸無視「定員事情の矛盾」などを追及される中、職場内外への「当局の主張の取り繕い」として短時間勤務者の処遇改善に踏み切った結果、こうした要求の前進に結びついたものです。



## 平成28年度再任用者の俸給月額

	5級	4級	3級
フル勤務	288,500	273,400	254,000
4日勤務	230,800	218,700	203,200
3日勤務	173,100	164,000	152,400

### 第十九回定期全国大会召集

国交管ユニオン規約第十条及び議事運営細則第二条に基づき、第十九回定期全国大会を召集します  
日時 二〇一六年 五月二八日(土)  
五月二九日(日)

場所 豊橋市神野新田町ミノ割1

13 ホテルシーパレスリゾート

議題 ①二〇一五年度運動の総括及び二〇一六年度運動方針(案)  
②二〇一六年度財政方針(案)  
③二〇一五年度会計監査報告

二〇一六年四月一五日  
中央執行委員長 神野 隆司

## 平成27・28年度短時間勤務者級別定数

	平成27年度定数					平成28年度定数			
	5級	4級	3級	2級	在職	5級	4級	3級	2級
主任指導官	0				0	73			
指導官		134			56		358		
指導員			392		303			215	
専門職			8				4		
一般職員				216					13

# 引き続き管理職員の 退職後の処遇改善も追求します

ユニオン調査で平成28年度短時間勤務者の級別定数は、上表の通りになっています。この表からも明らかのように、定数上も管理職経験の再任用者全員がワンランクアップ可能な状況にあります。ユニオンの「働きがいと処遇改善を求めた運動、特に希望者全員をフル再任用にせよ」の運動で、当局は「定員事情」を理由にフル再任用を実施しませんでした。ユニオンが

まさに、ユニオンの粘り強い運動の成果といえます。ユニオンは、引き続きフル再任用実現に向けての運動を強化していきます。また、一般職員についても、各級が吹き抜けて定数に余裕が生まれることから、ワンランクアップの処遇改善が実現しています。

## 短時間勤務の 3・4日勤務の選択も

また、今回の「採用通知」では、短時間勤務日についても、本人の希望した勤務日数があるまま受け入れられています。

## 副所長以上全員が再任用希望なしの地整も

今回、副所長以上の役職にある全職員が、再任用希望していない地整もあります。

### 二〇一六年度中央諸役員立候補受付

役員任期満了に伴い、二〇一六年度中央諸役員立候補をおこなうので、左記のとおり立候補受付を公示します。

一、役員と定数  
国交管ユニオン規約第二四条による

二、立候補の締切日  
二〇一六年五月二九日

三、選挙  
二〇一六年五月二九日に大会  
代議員の投票により行う

四、立候補の届出  
立候補する者は中央選挙管理委員長宛に届け出ること。  
届出先は国交管ユニオン中央本部まで